参考資料３

上越地域医療構想調整会議運営要領

（目的）

第１条　この要領は、新潟県地域医療構想調整会議設置要綱に定めるもののほか、上越地域医療構想調整会議（以下、「調整会議」という。）の運営に関して必要な事項を定める。

（委員）

第２条　調整会議の委員は、別表のとおりとする。

（議長の選出）

第３条　議長は、委員の互選により選出する。

（招集）

第４条　調整会議は、上越地域振興局健康福祉環境部長及び糸魚川地域振興局健康福祉部長が招集する。

（分科会）

第５条　調整会議には、必要に応じて、協議事項ごとに分科会を置くことができる。

２　分科会の構成は、協議により定める。

（庶務）

第６条　調整会議に関する庶務は、上越地域振興局健康福祉環境部（企画調整課）において処理する。

（その他）

第７条　この要領に定めるもののほか、調整会議の運営等に関し必要な事項は、協議により定める。

附則

この要領は、平成 30 年６月 13 日から施行する。